

公益社団法人 岩手県緑化推進委員会への「入会案内」 並びに「緑の募金」へのご協力のお願について

1. ごあいさつ

森林は木材の供給をはじめとして、国土の保全や水資源のかん養、保健休養の場の提供など多様な役割を果たしており、私たちの生活にはなくてはならないものとなっています。

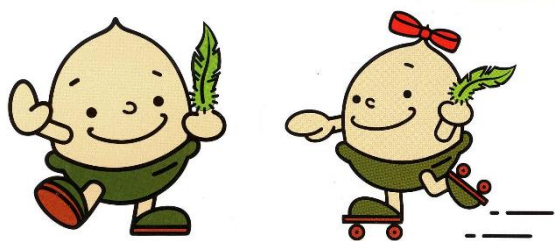
また、近年地球規模での異常気象や環境悪化に対する懸念を背景に、温暖化の原因となるCO₂（二酸化炭素）を吸収する役割が森林に期待され、森林整備や環境緑化の重要性が世界中で広く認識されてきています。

岩手県緑化推進委員会では、県民の皆さんに森林や緑の大切さを理解していただくため、「緑の募金」を活用した様々な活動に取り組みます。

具体的には、地域の森林の整備や緑化の推進、次代を担う緑の少年団の育成や活動支援、学校環境緑化事業、東日本大震災の被災地の緑化等、これまで以上に幅広い緑化運動を支援していきたいと考えています。

森林を守り育てていくためには、個人や企業等、多くの方々の力が必要です。皆様の私たちの活動への参加と「緑の募金」へのご協力をお願いします。

公益社団法人 岩手県緑化推進委員会
理事長 中崎 和久



「緑の募金」キャラクター どんぐり君・どんぐりちゃん

2. 公益社団法人 岩手県緑化推進委員会の概要

(1) 沿革

岩手県緑化推進委員会は、県土の緑化運動を県民運動として促進するための推進母体として昭和25年に設立され、昭和55年に社団法人化されました。

また、新しい公益法人制度の下、平成25年1月に公益社団法人として新たなスタートを切りました。

(2) 設立目的

県民の参加と協力による県土の緑化運動を推進することにより、森林資源の造成、県土の保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化を図り、うるおいと安らぎに満ちた緑あふれる郷土づくり、地球環境の保全や国際貢献に寄与することを目的としています。

(3) 事業内容

- ・ 緑の募金及び緑化運動の推進
- ・ 県民参加の森林づくり活動支援及び環境緑化の推進
- ・ 緑の少年団等の育成及び活動支援
- ・ 緑化思想の普及啓発
- ・ 学校林整備・学校環境緑化活動の推進
- ・ 東日本大震災復興事業に対する支援 など



●第55回岩手県緑の少年団大会
(岩手県県民の森)



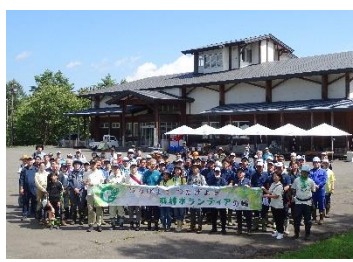
●ふるさとの巨樹・名木観察会
(宮古市・山田町)



●遠野市緑化祭
「里山フェスタ2024」



●一関地方育樹祭
(一関市)



●ボランティアによる下草刈り
(岩手県県民の森)



●第14回いわての森林の感謝祭
(矢巾町)



●木工工作キット配付事業
(大槌町)



●東日本大震災復興事業
(大槌町)



●国土緑化運動・育樹運動ポスター原
画岩手県コンクール入賞作品展示会
(クロステラス内展示)

3. 公益社団法人 岩手県緑化推進委員会への「入会案内」について

岩手県緑化推進委員会は、県民の皆さんがこれまで以上に森林や緑の大切さを認識して、私たちの生活になくてはならない森林を守り育てていくために、「緑の募金」活動を実施し、森林の整備や緑化の推進を行う方々への助成、次代を担う緑の少年団の育成や活動支援、学校環境緑化事業等、幅広い緑化運動を支援しています。

こうした当会の活動目的に賛同し、当会の運営を支えてくださる「**正会員(議決権あり)**」並びに「**賛助会員(議決権なし)**」を募集しております。

・会員の特典

「いわての森林の感謝祭」へご案内

「活動報告書」のお届け

「緑化活動等」のご相談

※ 総会での「議決権」

- ①「いわての森林の感謝祭」へご案内いたします。(共通)
- ②当委員会の活動報告書(公益事業紹介)をお届けします。(共通)
- ③地域と連携した緑化活動等を実施する際には支援事業のご相談に応じます。(共通)
- ④当委員会の総会での議決権を有します。(※正会員のみ)

・現在の会員数(令和7年1月末現在)

正会員数 117会員(市町村 33、農林水産業関係団体 38、企業 28、報道機関 3、金融機関 3、個人 12)
賛助会員 5会員(農林水産業関係団体 2、企業 3)

・年会費

区分	種別	細別	会費の額
正会員	団体会社等	連合会等大規模団体等	36,500円
		単位組合等又は団体	17,100円
	個人		9,000円
賛助会員	団体会社等	連合会等大規模団体等	18,000円
		単位組合等又は団体	9,000円
	個人		4,000円

・会費の使途

正会員会費並びに賛助会員会費は、いずれも全額法人会計に計上し、法人運営のための管理費として使用します。

・入会手続きの流れ

1. 入会を希望する旨ご連絡下さい。入会申込書をお送りします。
2. 入会申込書にご記入いただき、必要書類を添付して返送してください。
3. 入会承認の手続き後、年会費の請求書をお送りしますので、会費の納入をお願いいたします。

・退会について

退会を希望する場合は、退会届を提出することで、任意にいつでも退会が可能です。届出の様式がございますので、お問合せ下さい。なお、年会費が3年以上未納となりますと、会員の資格を喪失します。

4. 「緑の募金」へのご協力のお願い

皆様方からご協力いただいた「緑の募金」は、身近な地域はもちろん、国内外の森づくりにもつながる様々な活動に活かされています（参考：事業内容と写真）。より多くの方の賛同を得て、裾野の広い国民運動として発展できるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、岩手県緑化推進委員会は、平成 25 年 1 月に公益法人に移行しましたので、個人および法人が寄付した「緑の募金」は寄付金控除の対象となります。



募金箱



緑の募金「自動販売機」



緑の募金「玄関マット」



ポスター掲示
(2025年版)

企業・団体のご協力の方法（一例）

- 企業収益からの寄付：県民、地域の一員である法人としてご協力いただくものです。利益の地域還元、企業の社会貢献として最も一般的に行われています。
- 職場での募金活動：職場、店頭等に募金箱を置き、職員とお客様から寄付を募っていただき、緑化活動に対する積極的な姿勢をアピールできます。募金箱、緑の羽根等必要な資材も提供します。
- 寄付金付き商品の販売：企業及び商品の差別化とイメージアップのため、シンボルマークや売り上げの一部を「緑の募金」に寄付する旨を表示した商品を販売し、売上の一部を寄付していただくものです。県内では、飲料用自動販売機の売上金の2%を「緑の募金」としてご寄付いただく取り組みや、シンボルマークを表示した玄関マットのレンタル料金から3%をご寄付いただく取り組みを展開しています。
- 寄付金付き商品の利用：職場に設置している飲料用自動販売機を募金付き自販機に置き換える、シンボルマーク付きの玄関マットを使用する等、上記の寄付金付き商品の利用を通して、「緑の募金」にご協力いただくことができます。



<緑の募金 振込先>

●郵便振替	振替口座 02240-5-129244 口座名義：公益社団法人岩手県緑化推進委員会緑の募金 ※郵便局窓口で「手数料免除口座への振込」であることをお伝えいただき、郵便局備え付けの用紙でお振込ください。 なお、ご希望の方には専用の郵便振替用紙をお送りしますので、下記までご連絡ください。
●銀行振込	岩手銀行 材木町支店 普通 1051817 （シャ）イワテケンリョクカスイシンイインカイ（ミドリノボキン） 口座名義：公益社団法人 岩手県緑化推進委員会（緑の募金）

※ この振込先は岩手県緑化推進委員会本部の口座です。この他に、県内全市町村に設置した市町村支部でも「緑の募金」を受け付けています。本部にご寄付いただいた「緑の募金」は、県内で行う様々な緑化推進活動に活用されます。市町村支部に寄付するとそのおおよそ6割が直接地元で活用されます。

お問合せ先 公益社団法人 岩手県緑化推進委員会

〒020-0021 盛岡市中央通3丁目15番17号

電話：019-625-0310 FAX：019-625-0356

【ホームページ】

<https://iwateryokuka.jp/>

